

利用者の皆様 へ

いわき市内の幼稚園・保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応指針
(令和2年6月1日現在)

この指針は、国からの通知等の内容を踏まえ、「令和2年6月1日現在」の考え方を改めて整理したものですので、幼稚園・保育所等の利用にあたり、皆様のご協力をお願いいたします。

対象施設等 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、一時預かり事業
(以下、幼稚園・保育所等) ※ 私立の施設へは要請

① 幼稚園・保育所等を利用する際の留意点

利用前にお子様の検温等を必ず行ってください。
また、日頃のお子様の体調管理に留意してください。

② お子様に発熱や咳などの症状がある場合

症状が改善するまで(発熱があった場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで)は、幼稚園・保育所等の利用はご遠慮ください。

ただし、普段から喘息や花粉症などの症状があるお子様や、平熱が高いお子様などいらっしゃる場合がありますので、過敏になり過ぎず、体温や咳などの症状は一つの目安としてお考えください。

なお、お子様の症状等にご心配な点がある場合は、かかりつけ医等にご相談ください。

③ お子様が新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者(※)となった場合

感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の間、幼稚園・保育所等の利用はお断りします。

また、その施設等の一部もしくは全部の休園について検討します。

※ 濃厚接触者とは、新型コロナウイルス感染症の陽性判定を受けた方が確認された際に実施される保健所の調査により、濃厚接触者と特定された方のことです。

このため、陽性判定を受けた方の関係者等が必ずしも濃厚接触者となるわけではありませぬので、もし、新型コロナウイルス感染症の陽性判定を受けた方が確認された場合でも、ご本人や関係者の方等への差別や偏見などの不当な扱いはしないようお願いいたします。

④ お子様が新型コロナウイルス感染症の陽性判定を受けた場合

その施設等の一部もしくは全部を休園します。

なお、その期間については、関係機関等と協議の上、決定します。